

平成27年2月議会

予算特別委員会委員長報告

(議案審査)

平成27年 3月20日

本 会 議

予算特別委員会に付託されました、議案 1 1 件の審査の経過と結果について、主な質疑を中心に御報告いたします。

【第 1 号議案】

最初に、第 1 号議案「平成 2 7 年度藤枝市一般会計予算」について、申し上げます。

はじめに、歳入関係で、「1 2 款 1 項 1 目 民生費負担金中、保育料収入について、本市の平均的な保育料は、他市と比較してどうか伺う。」という質疑があり、

これに対して、「保育料の算出は、個々の世帯の所得税、市民税の所得割によって決まるので、一概に平均値を算出することはできないが、例えば、年間 17 万円の所得税を納めている平均的な世帯をモデルにすると、国の基準は、

ひと月 61,000 円であるのに対し、本市は 51,000 円である。また、焼津市は 57,000 円、島田市は 48,000 円、静岡市は 46,500 円である。」という答弁がありました。

次に、「2 1 款 1 項 3 目 土木債について、約 5 億円の増額は、主に都市開発事業債における駅前一丁目 8 街区市街地再開発事業分であるが、確実に市債を減らしてきているなか、平成 2 9 年度まで予定されている事業で、今後も起債として位置付けていくのか伺う。」という質疑があり、

これに対して、「都市開発事業債 3 億 4,600 万円の内訳は、駅前一丁目 8 街区市街地再開発事業に、2 億 6,910 万円、駅北口駐車場整備事業に 7,690 万円となっており、平成 2 9 年度まで、国庫補助金と市債等を活用していく計画である。なお、起債の充当率は 90%であり、このうち財源対策債分については、平成 2 8 年度以降に元利償還金 50%が普通交付税に算入される。」という答弁がありました。

次に、歳出関係で、「2 款 1 項 1 目 一般管理費中、人件費について、本市のラスパイレス指数（職員 1 人に対して支給する給料）の 102 と人件費割合だが、県内市町と比較してどうか伺う。」という質疑があり、

これに対して、「本市のラスパイレス指数は、県内 35 市町中、第 4 位で、県内 23 市の平均は 100.1 である。この指数は、国家公務員の給料を 100 として比較した数値であるが、この指標には各種手当が含まれず、この数値だけでは、国と比較して給与が高いということは、一概に言えない。次に、人件費について、県内他市町との比較をする指標として、平成 2 5 年度一般会計決算における人件費の割合がある。当市の人件費比率は 12.9%で、これは県内 23 市中 2 番目に少ない数字である。県平均は 16.2%で、本市は平均より 3.3%低く、13 億 9,000 万円ほど人件費を削減したこととなる。これは貴重な財源として他の事業に充てることにより、市民サービスの向上のために有効に活用されたと判断している。」という答弁がありました。

次に、「3 款 1 項 1 目 社会福祉総務費、8 目 障害者自立支援費、また介護保険特別会計予算などに、成年後見人に関する事業があるが、具体的な取り組みについて伺う。」

という質疑があり、

これに対して、「後見人についてのニーズの高まりから、市民後見人を養成していく必要があり、平成 2 7 年度、社会福祉協議会に（仮称）成年後見支援センターを開設し、市民からの相談や、市民後見人の養成に向けたプログラムづくりなど行う計画である。併せて、1 目、社会福祉総務費中の『市民後

見推進事業』では、成年後見制度の啓発のための講演会開催を予定し、8日、障害者自立支援費、及び介護保険特別会計の、『成年後見制度利用支援事業費』では、従来どおり、障害者や高齢者の、成年後見人の市長申し立て費用等を計上している。」という答弁がありました。

次に、「3款1項9目 生活困窮者自立支援費について、生活困窮者自立支援法に基づく事業として、新たな窓口として自立生活サポートセンターを設置するが、その役割について伺う。」という質問があり、

これに対して、「自立生活サポートセンターを、2階の市民相談センターの中に併設し、生活に困った方の相談を行う。相談員は、主任相談支援員のほか、ハローワーク職員OBによる就労支援員など3人を配置し、また、社会福祉協議会からは新たに生活福祉資金の貸付窓口を開設する。センターでは、相談者が抱えている課題を明らかにし、その課題解決のための自立支援計画を作成し、支援の方向性を決めていく。」という答弁がありました。

次に、「6款1項3目 農業振興費中、薬用農作物栽培振興費補助金で、ミシマサイコ栽培の現状について伺う。」という質問があり、

これに対して、「目標は、平成27年度までに10haとしているが、限られた農薬しか使用できないことなどから、手間がかかり、現在2haの進捗である。市としては、強力で推進することになり変わらず、協定を締結している製薬会社と協議のうえ、PRを行い、耕作者を増やすよう努力していく。」という答弁がありました。

次に、「6款2項1目、林業総務費中、有害鳥獣対策事業費で、特にイノシシが増えているが、基本的な考え方と捕獲後、観光資源として生かす（活かす）ことを検討しているか伺う。」という質問があり、

これに対して、「増え続けているイノシシ被害への対策は、捕獲・侵入防止・環境整備を三本柱として総合的に対策を講じている。個体数の調整が主ではあるが、その他に隠れ場となる耕作放棄地の解消、農作物耕作地への侵入防止等が重要と考えている。平成27年度は、上大沢地区で1,500mの侵入防止フェンスを設置する計画もあり、地域の協力のもと対策を協議・推進していく。なお、観光面での取り組みについては、現在のところ考えていない。」という答弁がありました。

次に、「8款2項3目 道路新設改良費中 緊急合同点検通学路整備事業費で、これまでの事業との違いについて伺う。」という質問があり、

これに対して、「国の補助金が投入されること、及び、学校から出された通学路の危険箇所について、市が対応していたのに対し、道路管理者・学校・地元・警察等の関係者が現地でその対策について協議している事がこれまでとの違いである。」という答弁がありました。

次に、「学校から出された案件は加味するのか、また、予定されている19か所は平成27年度に全て工事できるのか伺う。」という質問があり、

これに対して、「これまでの要望箇所を全てリストアップし、現地確認をしている。また、平成27年度は25箇所中19箇所を当事業で施行し、残りの6箇所については、中学校関係危険箇所8箇所と併せ、第二種交通安全施設整備事業で対応していく。」という答弁がありました。

次に、「9款1項2目 非常備消防費について、現在、地域において消防団員確保が非常に厳しいが、平成27年度、団員数拡大に向けての対策・方法はあるか伺う。」という質疑があり、

これに対して、「団員は定員605人だが、今現在585人で充足率96.7%である。これは、近隣市町約92%と比べ多いが、平成27年度、団員の若手プロジェクトチームをつくって、団員確保に努めていく。また、団員の家族の理解・協力が必要であり、消防団に入団しやすく、長く続けられる環境づくりを行っていく。さらには、事業所への協力依頼などを継続して行い、団員確保に向け、より一層周知していく。」という答弁がありました。

次に、「10款1項3目 教育指導費中、不登校対策事業のスクールソーシャルワーカー活用事業費について、年間でのどのくらいの実績があるか伺う。」という質疑があり、

これに対して、「平成23年度から実施しており、2名体制で、不登校や問題を抱えている児童生徒訪問、教員へのアドバイス等をしている。平成25年度実績は小学生10人、中学生40人程度が支援を求め、件数は80件程度であった。毎年件数が増えているが、大きな問題になる前に解決を図るなど成果はあるので、平成27年度は予算を倍に増やしていく。」という答弁がありました。

続いて、総括質疑に入り、

はじめに、「安定的な市税の増収に向けて、定住人口を増やすには、若者世代の働く場の確保や本市の魅力の周知などが重要と考えるが、何か施策・対策などあるか伺う。」という質疑があり、

これに対して、「働く場の確保については、内陸フロンティアを着実かつスピード感を持って取り組み、また、企業立地を図りながら、創業支援や企業支援も進めていく。そして、新たに大都市から若者を受け入れる支援や、建設業における女性の就労など支援していく。また、若者世代に対する本市の魅力の周知については、注目されるようなブランド力のある企業の誘致を図り、さらには、SNSや斬新なポスターなど、様々な媒体で、工夫を凝らしたシティプロモーションを展開し発信していく。」という答弁がありました。

次に、「職員の時間外勤務体制について、新公共経営における適正な人員配置は評価するが、時間外勤務の偏り状況と、今後のチェック方法及び対策について伺う。」という質疑があり、

これに対して、「平成25年度で、時間外勤務が比較的多い部署は福祉部門、企画財政部門、建設部門である。時間外勤務をする場合は、職員の庁舎への出入りを正確に記録するよう既に指示している。また、時間外勤務の平準化対策として、課長が個人ごと係ごと、毎月チェックシートで時間外勤務を把握し、話し合いをしていく。さらに、特定な個人に業務が偏らないような体制、そして、組織・定員の適正化を管理し、年度途中でも改善するような体制を整えていく。」という答弁がありました。

次に、「藤枝市独自の広域避難計画の作成を早急に求めたいが、今後どのように作成していくのか伺う。」という質疑があり、

これに対して、「広域避難計画については、平成26年度に、県が作成する計画に沿うつもりであったが、策定は平成27年度にずれ込んでおり、本市においては、独自に、平成27年度、原子力対策に伴うガイドラインを策定する予定である。また、本市市民の避難先は、県の計画の中で、関東地方と聞

いているが、市独自でも恵庭市、深谷市、白山市、宮古島市に対して、水面下で避難先を協議している。なお、ガイドラインの骨格となる概要版は現在作成しており、年度内に議会へ報告する予定である。」という答弁がありました。

次に、「現在、実施している生ごみ分別回収において、現状の諸問題を踏まえた今後の展望と、新クリーンセンターの処理能力に関する考え方について伺う。」という質疑があり、

これに対して、「生ごみ分別回収は、処理能力 230 トンとしている新クリーンセンターの施設規模への対応、そして、ごみ処理経費の全体的削減、及び循環型社会への対応の三つを目的としている。現在の課題は、生ごみ処理業者が 1 社で、その処理能力が 20,000 世帯分しかないこと、次に、処理における臭気対策、そして、市民の生ごみの出しやすさへの配慮であると捉えている。処理能力に対する対策として、部内のプロジェクトで、下水処理施設の活用などを含めた新たな処理方法についての検討を行っており、また、市民がより出しやすい方法についても同様に検討している。臭気対策については、処理業者と短期的対策と長期的な対策について協議をしている。クリーンセンターの処理能力については、平成 23 年度に策定した「ごみ処理基本計画」で推計したごみ量に基づくものであり、今後、平成 28 年度に計画を見直す予定であるが、現実的には増やすことは難しいと考えており、目標達成に向け今後も減量に取り組んで行く。」という答弁がありました。

以上のような審査を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【第 2 号議案】

次に、第 2 号議案「平成 27 年度藤枝市国民健康保険事業 特別会計予算」について、申し上げます。

はじめに、歳入関係で、「要綱に定めている国保税の減免制度について、どのように活用しているのか伺う。」という質疑があり、

これに対して、「減免申請は、様々な世帯の事情があり、申請者の生活状況などを様々な角度から検証するため、課長を含めて検討会を実施し、減免要綱の適切な運用をするように努めている。」という答弁がありました。

次に、歳出関係で、「一般会計から国保特別会計に移行した国保ヘルスアップ事業の、本市の特色について伺う。」という質疑があり、

これに対して、「地域に根ざした保健委員の活動、若年層対象の健診事業、精神疾患の啓発、歯周疾患予防など、市民全般を対象とした幅広い事業を計画したところが本市の特色である。」という答弁がありました。

このほか特にご報告いたす質疑もなく、採決の結果、全会一致で、原案のとおり、可決すべきものと決定いたしました。

【第 3 号議案】

次に、第 3 号議案「平成 27 年度藤枝市簡易水道事業特別会計予算」について申し上げます。

質疑もなく、採決の結果、全会一致で、原案のとおり、可決すべきものと決定いたしました。

【第4号議案】

次に、第4号議案「平成27年度藤枝市土地取得特別会計予算」について、申し上げます。

一委員より、「公共用地取得事業費について、残りの土地はどのくらいあるか伺う。」という質疑があり、

これに対して、「現在残っているのは12件で、例えば、ふるさと交流広場、瀬戸谷温泉ゆらくの用地などである。平成27年度末では、面積で5万8,298平方メートル、金額で約9億7,400万円の簿価の見込みとなる。」という答弁がありました。

このほか質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【第5号議案】

次に、第5号議案「平成27年度藤枝市公共下水道事業特別会計予算」について申し上げます。

質疑もなく、採決の結果、全会一致で、原案のとおり、可決すべきものと決定いたしました。

【第6号議案】

次に、第6号議案「平成27年度藤枝市駐車場事業特別会計予算」について、申し上げます。

質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【第7号議案】

次に、第7号議案「平成27年度藤枝市農業集落排水事業特別会計予算」について申し上げます。

質疑もなく、採決の結果、全会一致で、原案のとおり、可決すべきものと決定いたしました。

【第8号議案】

次に、第8号議案「平成27年度藤枝市介護保険特別会計 予算」について、申し上げます。

一委員より、「歳出の4款、地域支援事業費の認知症施策について、認知症等の要介護者を地域で支える仕組みづくりは、どのように取り組まれているか伺う。」という質疑があり、

これに対して、「まずは、認知症についての正しい理解や声掛けの仕方などの普及啓発を図ることが重要であり、認知症サポーター養成講座のほか、自治会住民を交えてのアクションミーティングを順次開催している。また、安心すこやかセンターの医療職や福祉職と、医師による認知症初期集中支援チームを設置し、認知症初期段階で支援する事業を、これから始めていく。」という答弁がありました。

このほか特にご報告いたす質疑もなく、採決の結果、全会一致で、原案のとおり、可決すべきものと決定いたしました。

【第9号議案】

次に、第9号議案「平成27年度藤枝市後期高齢者医療 特別会計予算」について、申し上げます。

質疑もなく、討論に入り、初めに、「75歳以上の高齢者を、これまで加入していた公的医療保険から別枠の保険とし、医療費がかかる高齢者だけの保険制度にし、保険料の負担増か医療にかかることを控えさせるかの選択を、国民にせまる法である。制度発足から6年たつが、2年ごとに保険料の値上げが実施されている。また、保険料の特例軽減についても、平成29年から本来の軽減割合に戻ることであり、これが、実施されれば多くの年金生活者に影響する。高齢者に冷たく、大企業に手厚い政治は将来高齢者となる若者にとっても未来ある政策ではないということから、反対する。」という討論がありました。

次に、「後期高齢者医療制度は、保険料が1、現役世代の支援金が4、公費5という設計になっており、国民全体で支え、さらに都道府県内は同一保険料で、公平な保険制度となっている。低所得者の軽減制度も拡充しており、収納率も高い点から、納めやすい保険料と言える。将来にわたって安定的にフリーアクセスの医療を維持・継続されることが市民生活の上でも重要であり、しっかりと医療制度を支えなければならない。市と広域連合の十分な連携及び、適切な運営が行われることを要望し、賛成する。」という討論がありました。

以上のような討論を経て、採決の結果、賛成多数で、原案のとおり、可決すべきものと決定いたしました。

【第10号議案】

次に、第10号議案「平成27年度藤枝市病院事業会計予算」について、申し上げます。

はじめに、「収益的収入及び支出のうち、収入の1款1項1目、診療収益が、昨年度と比べ、約8億5,000万円の増収を見込んでいるが、その根拠と医師や看護師の体制についての考えを伺う。」という質疑があり、

これに対して、「診療収益については、救急センターの開設により、稼働病床が12床増えること、また集中治療室（ICU）の改修により、高い基準での診療報酬の確保や、脳神経外科医の常勤化に伴い加算基準が満たされる診療報酬の取得など、特に入院における増収を見込んでいる。また、医師については、本年4月の時点で常勤医105人前後の診療体制が整う見込みであり、外来診療についても充実した体制が図られる見通しである。看護師についても、継続的な確保策により、4月の時点で、昨年より10人前後の増員が図られる見込みである。施設の維持管理や減価償却などの伸びをはじめ、薬価の高騰などによる材料費の負担、機器の買い換え等による費用の増加も見込まれるが、医師の確保はもとより、診療体制や施設の充実等を進めることで、安定した診療と効果的な診療報酬の確保に繋げていくという良い循環ができており、これからもより安定した病院経営を目指していく。」という答弁がありました。

次に、「資本的支出の1款1項1目 器械備品費について、リニアックの更新によるがん治療の充実

については、大いに期待するところであるが、今後どのような効果が見込まれるか、伺う。」という質疑があり、

これに対して、「今回の機器更新により、従来の治療方法に比べ、照射する放射線の強さや範囲を細かく調整することが可能となり、病変部に一層精度の高い照射ができることから、患者の身体への負担も軽減される。また、常勤の放射線治療専門医も 2 人確保できており、他の病院にない強みでもある。今後、更新した最新機器による治療実績と治療データを積み重ねていく中で、より高度な放射線治療も可能となり、地域がん診療連携拠点病院としての機能強化・充実にも繋がるものと考えている。」という答弁がありました。

このほか特にご報告いたす質疑もなく、採決の結果、全会一致で、原案のとおり、可決すべきものと決定いたしました。

【第 11 号議案】

最後に、第 11 号議案「平成 27 年度藤枝市水道事業会計予算」について申し上げます。

はじめに、「資本的支出で、石綿管布設替工事の進捗と今後の予定について伺う。」という質疑があり、これに対して、「平成 27 年度は 3,822m を計画しており、残りは 3,319m となり、平成 29 年度までの 3 年間での完了を目指している。」という答弁がありました。

次に、「今後、大規模災害に対する早急な対策が必要であり、工事を早めることはできないか伺う。」という質疑があり、

これに対して、「平成 27 年度予算は、2 億 800 万円で、平成 29 年度までの 3 年間の合計は 6 億 2,700 万円と推計しているが、平成 28 年度以降布設替えする石綿管は口径の大きいものが残っており、残りの事業費を考えると工事を早めることは困難であると考えている。」という答弁がありました。

このほか特にご報告いたす質疑もなく、採決の結果、全会一致で、原案のとおり、可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告いたします。